

松山市過疎地有償運送ガイドライン

平成23年12月

平成27年1月(変更)

松山市過疎地有償運送運営協議会

(事務局 松山市都市・交通計画課)

目 次

I 過疎地有償運送とは	3
II ガイドラインの目的	3
III 松山市過疎地有償運送のガイドライン	
○申請から登録までの流れ	4
○運送の条件等	
1. 運送主体	5
2. 運送の対象者	5
3. 運送の区域	6
4. 使用車両	6
5. 運転者	6
6. 損害賠償措置	7
7. 運送の対価	7
8. 運行管理	9
9. 整備管理	10
10. 事故処理	11
11. 苦情処理	11
12. その他	12
IV 登録の申請等	
1. 登録を行う場合	13
2. 登録の申請	13
3. 登録の拒否	14
4. 登録の有効期限	15
5. 有効期限の更新登録	15
6. 変更登録	16
7. 軽微な事項の変更の届出	17
8. その他の変更	17
9. 事業の廃止	18
10. 業務の停止及び登録の取り消し	18
11. 登録の抹消	18
V 様式	

I 過疎地有償運送とは

道路運送法(第 78 条)では、原則として自家用車による有償運送を認めていませんが、タクシー等の公共交通機関によっては住民に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、特定非営利活動法人等(以下「NPO 法人等」という。)が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって自家用車を用いて当該法人等の会員に対して有償運送(過疎地有償運送等)を行うことを認めています。

過疎地有償運送が認められるためには、ある一定の手続きが必要とされています。具体的には松山市主催のもとに松山市過疎地有償運送運営協議会(以下「運営協議会」という。)を開催し、過疎地有償運送の必要性や、運送を行おうとするNPO法人等の運行管理体制等が、ある一定以上の条件を満たしているかどうか等について、十分に協議される必要があります。

● 公共交通機関によっては住民に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合

タクシー等の営業所がない

毎日運行しているバス路線がない

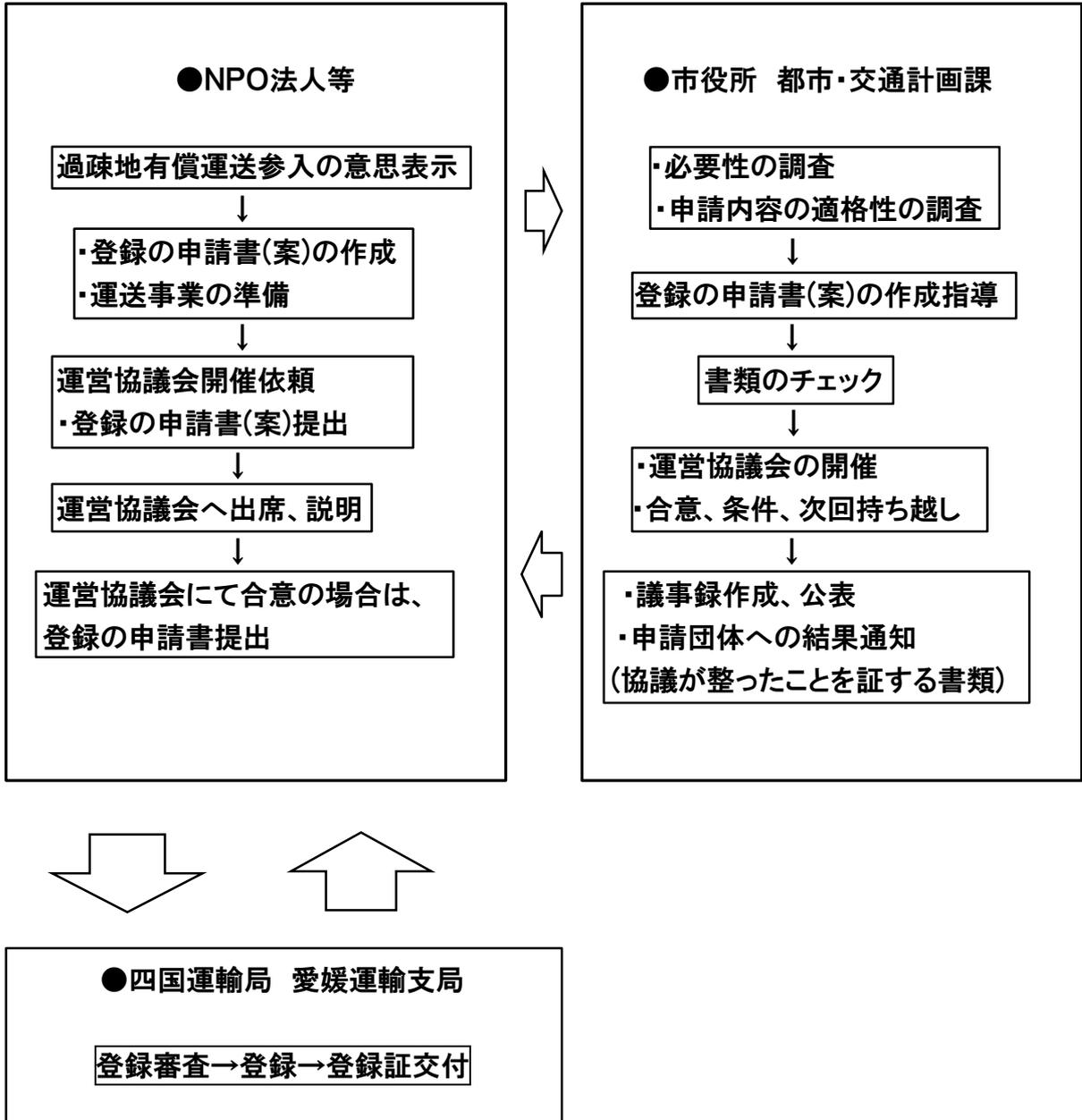
毎日運行しているバスはあるが、便数が著しく少なく、さらに乗り換え等により目的地へ行くに当たり、はなはだ不便で現実的ではない場合

II ガイドラインの目的

このガイドラインは、「過疎地有償運送の登録に関する処理方針について」(平成22年3月23日付け国自旅第262号)に基づいて過疎地有償運送を行おうとする者(更新及び運営協議会絵の定期的報告を含む)が、松山市における運営協議会において、地域の実情に即した輸送サービスを実現するために必要な事項等を説明し、協議を調えるための手続き等について、定めたものです。

Ⅲ 松山市における過疎地有償運送のガイドライン

○ 申請から登録までの流れ



○ 運送の条件等

1. 運送主体(以下「申請者」という。)

過疎地有償運送を行おうとする者は、下記のいずれかに該当するものとする。

- ① 特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10 年法律第7 号)第2 条第2 項)
- ② 一般社団法人または一般財団法人(民法(明治29 年法律第89 号))
- ③ 認可地縁団体(地方自治法(昭和22 年法律第67 号)第260 条の2)
- ④ 農業協同組合(農業協同組合法(昭和22 年11 月19 日法律第132 号))
- ⑤ 消費生活協同組合(消費生活協同組合法(昭和23 年7 月30 日法律第200 号))
- ⑥ 医療法人(医療法(昭和35 年法律第89 号))
- ⑦ 社会福祉法人(社会福祉法(昭和26 年法律第45 号))
- ⑧ 商工会議所(商工会議所法(昭和28 年法律第143 号))
- ⑨ 商工会(商工会法(昭和35 年法律第89 号))

● 法令の遵守！！

申請者が、道路運送法79 条の4 第1 項第1 号～第4 号の欠格事由に該当しないこと。

- 1 一年以上の懲役または禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過していない者
- 2 国土交通大臣より登録の取り消しを受け、取り消しの日から二年を経過していない者
- 3 運送業務に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前二号のいずれかに該当する者
- 4 法人である場合において、その法人の役員が前三号のいずれかに該当する者

2. 運送の対象者

下記に掲げる者の内、会員(会員となる予定の者を含む)として登録された者及びその同伴者であるものとする。

- ① 過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項)、その他これに類する地域内の住民及びその親族
- ② 当該地域内に存する官公庁、病院その他の公共的施設を利用する者
- ③ その他当該地域において日常生活に必要な用務を反復継続して行う必要がある者

● 本ガイドラインにおける「過疎地域」及び「その他これに類する地域」

過疎地域……………旧中島町地域

その他これに類する地域…ア 島嶼部

イ 都市計画区域外及び市街化調整区域の内、運営協議会において認められた地域

3. 運送の区域

運送の区域は、運営協議会において協議が調った地域を単位とし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域内にあること。ただし、運営協議会の合意に基づき、一部の区域に限定することもできる。

4. 使用車両

運送に使用する車両は下記のとおりとする。

- ① 運送主体が使用権原を有すること。
- ② バス :乗車定員11人以上の自動車
- ③ 普通乗用車:乗車定員11人未満の自動車(リフト等移動制約者の乗降を円滑にする設備が整備された車両を含むものとする。また、やむを得ない場合を除き乗用自動車に限るものとする。)
- ④ 軽乗用車は可とする。
- ⑤ 他県ナンバーは不可とする。

●使用権原

申請者が使用権原を有しているものとする。

なお、ボランティア個人の持ち込み自家用自動車を使用するときは、過疎地有償運送を実施する間は申請者が使用権原を有するものとし、以下の事項に適合することを要する。

- ・申請者と自家用自動車を提供し当該輸送にかかわる者との間に、当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面を作成していること
- ・当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情への対応について申請者が責任を負うことを明確化していること
- ・利用者に対し事故発生、苦情等の対応に係る責任者及び連絡先を明瞭に表示していること

5. 運転者

運送の運転者は下記に該当する者とする。

- ① 第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者
- ② 第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去2年間において停止されていない者であって、国土交通大臣が認定する講習を修了していること又はこれに準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

●国土交通大臣が認定する講習実施機関

団体名:第一自動車教習所

所在地:松山市朝生田町4丁目4番32号

連絡先:089-932-1151

●国土交通大臣が認める要件(自家用自動車運転士専門校の運転サービス士科を修了した者)

団体名:(社団法人)日本自家用自動車管理業協会

所在地:東京都千代田区神田駿河台3丁目1-2 昭栄駿河台ビル2F

連絡先:03-5217-2774

6. 損害賠償措置

運送者は、事業に使用する全車両について国土交通大臣が定めた保険限度額(対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険又は共済(搭乗者傷害を対象に含むものに限る))に加入しなければならない。加入する計画がある場合を含むものとする。

なお、登録後において、保険金限度額を減じるなどの変更契約や正当な理由のない解約をしてはならない。

また、ボランティア個人の持ち込み自家用自動車を使用するときにおいても、有償運送中の事故が対象となる保険に加入しなければならない。

7. 運送の対価

(1)対価の表示

運送者は、旅客から收受する対価を、あらかじめ、旅客に対し書面の掲示その他適切な方法により説明しなければならない。これを変更するときも同様とする。

(2)対価の範囲及び設定方法

運送の対価 ※1	距離制	距離に応じて対価を定めるもの
	時間制	時間に応じて対価を定めるもの
	定額制	時間及び距離によらず1回の利用ごとに対価を定めるもの又は、予め利用者の利用区間ごとの対価の額を定めるもの
運送の対価以外の対価 ※2	送車回送料金	旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用するもの
	待機料金	旅客の都合により車両を待機させた場合に適用するもの

※1 運送の対価は、原則として、距離制・時間制・定額制のいずれかを選択すること。

ただし、これらいずれにもより難しい場合は、運営協議会の合意に基づき、地域の実情に応じた運送の対価の設定を行うことができる。

※2 運送の対価以外の対価を設定する場合には、それぞれの対価の額及びそれを適用する場合の基準を明確に定めること。

(3)対価の基準

- ① 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して、実費の範囲内であると認められること。
- ② 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。
- ③ 当該地域におけるタクシー料金を勘案して、当該運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会において協議が整っていること。

(4)対価の水準

- ① 運送の対価は、当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であること。
- ② 運送の対価以外の対価にあつては、実費の範囲内であること。
- ③ 定額制の場合、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないこと。
- ④ 距離制又は時間制の場合、車庫を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合にあっては、当該同一旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に送車回送料金を加えた合計額と比較して、当該対価が概ね1/2の範囲内であること。ただし、当該対価を適用する場合には、送車回送料金を併せて徴収してはならない。また、距離制又は時間制の双方を定めることは差し支えないが、それぞれの適用方法について明確に基準が設けられており、予め旅客に適用する対価の説明がなされる必要がある。
- ⑤ 上記①～④までの規定によりがたい場合は、当該地域又は近隣の乗合バス事業の運賃・料金を参考として対価を定めることができる。

乗合行為については、運営協議会で必要性が認められ、合意が得られれば可能。

●注意！！

- 1 会員となる時の入会金、年会費、月会費等専ら団体の活動の維持・運営に当てられる会費等は、原則としてここでの対価には含めない。
- 2 運送の対価以外の名目で、実質的に運送サービスの対価を収受することにより、運送の対価の水準を名目的にタクシーの1/2に合致する水準に抑制するなどの操作は認められない。
- 3 必要以上に価格が安いことを煽って会員等の募集を行ってはならない。

8. 運行管理

(1) 運行管理の責任者

- ① 運行管理の責任者の選任にあつては、事務所ごとに配置する自動車の数により必要となる員数を選任すること。また、運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保すること。
- ② 事務所に配置する自動車の数がバス(乗車定員11人以上の車両)にあつては1両、普通乗用車(乗車定員11人未満の車両)にあつては5両以上となる場合は、
 - ・運行管理者資格者証の交付を受けている者
 - ・旅客自動車運送事業運輸規則(第48条の12) 運行管理者の受験資格を有する者
 - ・道路交通法施行規則(第9条の9第1項) 安全運転管理者等の要件を備える者
 - ・国土交通大臣が前2号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者の中から、当該事務所が運行を管理する自動車の数を20で除した数(切捨て)+1以上運行管理の責任者を選任させなければならない。(運行管理者資格者証の交付を受けている者を運行管理の責任者として選任する場合にあつては、40で除した数)

(2) 運行管理の責任者の業務

- ① 運転者として選任された者に対して、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断(初任診断又は適齢診断)を受診させること。
- ② 運転者として選任されていない者、資格を有しない者に過疎地有償運送車両を運転又は乗務させないこと。
- ③ 自動車登録簿[会議様式第3号]を作成し、車両を適切に管理すること。
- ④ 死者又は負傷者が生じた事故を惹き起した場合、運転免許停止以上の処分を受けた場合、当該運転者に独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適正診断(特定診断Ⅰ又は特定診断Ⅱ)を受診させること。
- ⑤ 乗務しようとする運手者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができない有無の確認を行い、運行の安全を確保するために指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録(安全な運転のための確認表<参考様式第〇号>)し、かつ、その記録を1年間保存すること。(確認、指示は対面により行うよう努め、対面での確認が困難である場合には、電話により必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し、実施する。)
- ⑥ 運転者に対し、乗務記録<参考様式第ハ号>を作成させ、及びその記録を1年間保存すること。
- ⑦ 運転者ごと運転者台帳<参考様式第二号>を作成し、事務所に備え置くこと。
運転者でなくなった場合には、運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、2年間保存すること。

- ⑧ **運転者証(参考様式第ホ号)**を作成し、車内のダッシュボード付近に掲示するか、運転者証の内容が記載された運行者が発行する身分証明書(ID カードを含む)を旅客に見やすいよう適切な方法により運転者に携行させること。
- ⑨ 事故の記録(参考様式第6号)を作成し、また、その記録を2年間保存すること。
- ⑩ 過労防止を考慮した勤務時間、乗務時間を定め、その範囲内において**乗務計画(会議様式第4号)**を作成し、これに従い運転者を乗務させること。
- ⑪ 天災その他の理由により輸送の安全確保に支障が生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じること。
- ⑫ 運転者に対し、毎年、事故防止、運行の安全、旅客の利便の確保について必要な研修を実施し、また、必要に応じ講習、診断等受けさせること。(研修実施計画(会議様式第5号))
- ⑬ その他運行の安全を確保するため必要な業務

● **独立行政法人 自動車事故対策機構 愛媛支所**

所在地:松山市井門町1081番地1 愛媛県トラック総合サービスセンター

連絡先:089-960-0102

(3)自動車に関する指示

運送者は、以下に掲げる事項をステッカー、マグネットシート又はペンキ等で横書き、かつ、一文字の大きさが一辺5cm以上とし、車体の両側面に表示しなければならない。

また、登録証の写しを自動車に備えておかなければならない。

- ・ 運送者の名称
- ・ 「有償運送車両」の文字
- ・ 登録番号 四愛過第〇〇号

9. 整備管理

整備管理の責任者の業務

- ① 運行開始前に行う日常点検の実施方法を定め、これを自ら実施若しくは運転者に実施させなければならない。
- ② 日常点検の結果を**日常点検表(会議様式第6号)**により確認し、運行の可否を決定する。不良箇所等の整備が必要と認められるときは、整備を行ってからでなければ運行をおこなわせることはできない。
- ③ 定期点検の実施計画をたて、これを自ら実施若しくは整備工場等実施させなければならない。
- ④ 日常点検を保管し、定期点検の結果を記録し、適切に管理しなければならない。

10. 事故処理

(1) 事故処理体制

運送者は、事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備を行わなければならない。

(2) 事故報告(届出)

自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は踏み切りにおいて鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故を惹き起こしたときは、遅滞なく、**事故の記録〈参考様式第へ号〉**を四国運輸局愛媛運輸支局長及び市役所都市・交通計画課(以下「事務局」という。)を通して運営協議会へ届出なければならない。また、その記録を事務局において2年間保存しなければならない。

(3) 事故発生時のための事前周知

運行管理責任者は、運転者に対し、運行中事故が発生した場合において措置すべき事項を次のとおり周知徹底しておくこと。

- ① 事故の継続、拡散の防止の処置に講ずること。
- ② 負傷者がある場合は、速やかに応急手当を行い、その他必要な措置を講ずること。
- ③ 死者又は負傷者があるときは、その旨を家族に連絡すること。
- ④ 警察に速やかに通報し、指示を受けること。
- ⑤ 運行管理責任者に速やかに報告し、指示を受けること。

(4) 事故発生時の措置

運行管理責任者は、事故が発生した旨の連絡を受けたときは、次のとおり措置を講じる。

- ① 直ちに事故の続発防止、負傷者の緊急時必要な措置を講ずるよう指示を行うこと
- ② 代表者に報告し、対応について指示を仰ぐこと
- ③ 軽微な場合を除き現場に急行し、発生状況等の原因を調査すること
- ④ できる限り目撃者、相手方の意見を徴聴取ること
- ⑤ 把握した状況等事務局に連絡すること

11. 苦情処理

(1) 苦情処理体制等

運送者は、苦情処理体制を整備し、苦情を申し出た者に対して、遅滞なく弁明するとともに、**苦情処理簿〈参考様式第ト号〉**を事務局を通して運営協議会へ提出しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りではない。

(2) 苦情処理簿の記録・保管

運送者は、苦情があった場合、苦情処理簿に記録し、かつ、1年間保存しなければならない。

(3)苦情発生時の措置

苦情処理責任者は、利用者等からの苦情又は苦情に関する情報を受けたときは、次のとおり処置を講じるものとする。

- ① 苦情、情報の内容を調査し、事実確認を行うこと
- ② 事実が確認できた場合は、改善に向けた措置を講ずること
- ③ 改善措置について利用者等に報告すること
- ④ 苦情等の原因の究明を行うこと
- ⑤ 苦情等の内容について運転者に周知を行うこと
- ⑥ 苦情等の処理に関し問題が生じた場合は、代表者及び事務局へ報告し改善方策等について協議を行わなければならない。

12. その他

(1)旅客の名簿の作成・管理

運送者は、運送しようとする**旅客の名簿**〈参考様式第イ号〉を作成し、これを事務所に備えておかなければならない。

また、個人情報の保護の観点から適切に管理するものとする。

(2)運行の予約

原則として、事務所のみにおいて運送の引き受けを行うこととし、運転者個人が電話により、又は運行の際に次回の予約を引き受けることはしないものとする。

(3)運営協議会への定期的報告

運送者は、9月末までの状況を、**運行状況報告書**[会議様式2号]により、速やかに運営協議会へ報告しなければならない。

IV 登録の申請等

1. 登録を行う場合

過疎地有償運送について、登録の申請を行わなければならない場合は以下のとおりである。

- ① 新たに登録を受け過疎地有償運送を行おうとする場合(新規登録)
- ② 登録の有効期間の満了(更新登録)又は業務の廃止の届出により登録の抹消を受けた後、新たに登録を受けようとする場合
- ③ 登録の取消しを受けた後2年を経過した日以後において、再度登録を受けようとする場合
- ④ 現在過疎地有償運送を行っている法人等が、法人等の合併によって新たな法人等となった場合において、登録を受けていない法人が承継法人となり過疎地有償運送を行う場合

2. 登録の申請

(1) 運営協議会への申請

申請者は、運営協議会開催依頼書(会議様式第1号)、登録の申請書[様式第1-1号]、添付書類(A)及び運営協議会で必要とする書類を、事務局を通して運営協議会へ提出しなければならない。

また、運営協議会開催時には協議会に出席し、以下の内容について説明し、委員からの質問に答えるものとする。

- ① 運送の必要性
- ② 運送する旅客の範囲
- ③ 旅客から収受する対価
- ④ 運送の頻度等の有償運送の活動内容
- ⑤ 申請に関する意見

(2) 四国運輸局 愛媛運輸支局への申請

申請者は、運営協議会にて合意を得た後、登録の申請書[様式第1-1号]に添付書類(A)を添えて、四国運輸局愛媛運輸支局長あてに提出しなければならない。

● 添付書類(A)

	書類名	様式番号
1	定数又は寄付行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿(登記事項証明書により確認できる場合は不要) なお、許可地縁団体による場合は、規約及び告示事項証明書並びに役員名簿等	—

2	宣誓書	様式第2号
3	運営協議会において協議が調っていることを証する書類	様式第3号
4	自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類	—
5	運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿(運転免許証の写し、第二種運転免許を受けていない場合は、国土交通大臣が認定する講習の修了証の写しを添付すること。)	様式第4号
6	自動車の運行管理の責任者の就任承諾書	様式第5号
7	運行管理の体制等を記した書類	様式第6号
8	運送しようとする旅客の名簿	参考様式第1号
9	旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面(自動車保険加入証明書等) 【契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は、宣誓書(様式第9号)を添付すること。】	— 【様式第9号】

3. 登録の拒否

以下のいずれかに該当する場合には、登録を拒否するものとする。

- ① 申請者が1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない場合
- ② 申請者が国土交通大臣より登録の取り消しを受け、取り消しの日から2年を経過していない場合
- ③ 申請者が運送業務に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者または成年被後見人である場合において、その法定代理人が上記①、②のいずれかに該当する場合
- ④ 申請者が法人である場合において、その法人の役員が上記①～③のいずれかに該当する場合
- ⑤ 運営協議会において、合意していない場合
- ⑥ 過疎地有償運送の実施に必要な自動車の保有がなされていない場合(使用権原が申請者でない場合を含む。)
- ⑦ 規定の要件を備える運転者の確保がなされていないと認められる場合
- ⑧ 規定の運行管理の責任者の選任及び運行管理の体制の整備がなされていないと認められる場合
- ⑨ 規定の整備管理の責任者の選任及び整備管理の体制の整備がなされていないと認められる場合

- ⑩ 規定の事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任及び連絡体制の整備がなされていないと認められる場合
- ⑪ 規定の自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が講じられていないと認められる場合

4. 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録の日から起算して2年とする。

ただし更新登録において、次のいずれにも該当する場合にあっては3年とし、いずれかに該当しない場合にあっては2年とする。

- ① 国土交通大臣より、自動車の運行管理の方法を改善すること等の命令を受けていないこと。
- ② 自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は踏み切りにおいて鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故を引き起こしていないこと。
- ③ 国土交通大臣より、業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと。

5. 有効期間の更新登録

有効期間の更新の登録の申請を行おうとする者は、**更新登録の申請書[様式第1-2号]**に添付書類(A)及び登録証の写しを添えて、四国運輸局愛媛運輸支局長あてに提出しなければならない。

更新時の処理

- ・ 更新登録申請書は、有効期間の満了の日までに提出するものとする。(国では2ヶ月前から受け付けている)
- ・ 有効期間の満了の日までに更新の登録の申請を行った場合、有効期間満了後も国土交通大臣から通知があるまでの間、従前の登録は効力を有する。
- ・ 運営協議会で有効期間の満了する日までに協議が調わない場合には、運送者は運営協議会において協議が調っていることを証する書類を添付せずに更新の登録申請を行うことができる。

この場合、協議が調っていることを証する書類の提出がなされるまでの間、更新の登録の可否についての判断は保留となる。

- ・ 有効期間の更新の登録がなされたときは、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- ・ 複数の運送の区域を有する者にあつては、更新の登録を行うことについてそれぞれの運送の区域における交通会議の合意が成立していることを要するものとする。

6. 変更登録

以下に掲げる事項を変更しようとするときは、**変更登録の申請書[様式第1-3号]**に**添付書類(B)**又は**(C)**を添えて、四国運輸局愛媛運輸支局長あてに提出しなければならない。

ただし、運送区域の拡大に伴い他の運輸支局長の管轄にも属することとなった場合は、新たに管轄となった運輸支局長へも申請を行うものとする。

なお、変更登録の場合にあつては、有効期間の更新は行わない

- ① 運送区域が拡大される場合
- ② 有償運送の種別が変更され新たに過疎地有償運送を行うこととなる場合

● 添付書類(B) (①運送区域が拡大される場合)

	書 類 名	様式番号
1	運行管理の体制等を記した書類	様式第6号
2	運送しようとする旅客の名簿	参考様式第イ号
3	その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類	—
4	拡大しようとする運送の区域における運営協議会において協議が調っていることを証する書類	様式第3号
5	登録証の写し	—

● 添付書類(C) (②有償運送の種別が変更され新たに過疎地有償運送を行うこととなる場合)

	書 類 名	様式番号
1	運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿(運転免許証の写し、第二種運転免許を受けていない場合は、国土交通大臣が認定する講習の修了証の写しを添付すること。)	様式第4号
2	運送しようとする旅客の名簿	参考様式第イ号
3	その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類	—
4	運営協議会において協議が調っていることを証する書類	様式第3号
5	登録証の写し	—

7. 軽微な事項の変更の届出

下記の軽微な事項の変更をしたときは、**登録事項変更届出書[様式第1-4号]**に添付書類(D)を添えて、30日以内に四国運輸局愛媛運輸支局及び事務局を通して運営協議会へ届出なければならない。

なお、運営協議会の合意を得る必要はない。

- ① 名称及び住所、代表者の氏名
- ② 過疎地有償運送及び福祉有償運送の双方を行っている運送者が、いずれかの有償運送を行わないこととする場合
- ③ 運送の区域が減少する場合
- ④ 事務所の名称及び位置
- ⑤ 事務所ごとに配置する自動車の数及びその種類ごとの数
- ⑥ 運送しようとする旅客の範囲

● 添付書類(D)

	書類名	様式番号
1	通常の添付書類のうち、登録事項の変更に伴いその内容が変更されたもの	—
2	登録証の写し	—
(3)	運行管理者が、運行管理者資格者証の交付を受けている等の要件を備えていることを証する書類	—
(4)	運行管理の体制等を記した書類	様式第6号

※(3)及び(4)は、事務所ごとの配置車両数が5両以上(乗車定員11人以上の自動車にあつては1両以上)となった場合に添付すること。

8. その他の変更

(1) 収受する対価の変更

収受する対価を変更する場合は、運営協議会の合意を得なければならない。
ただし、四国運輸局愛媛運輸支局長へ届出をする必要はない。

(2) その他の変更

その他下記のような変更については、変更内容が判る書類を遅滞なく事務局を通して運営協議会へ提出するものとする。また、運営協議会は、四国運輸局愛媛運輸支局長へ報告するものとする。

- ① 会員登録者数の変更
- ② 運転者の変更
- ③ 管理運営体制の変更 等

9. 事業の廃止

運送者は、その業務を廃止したときは、その日から30日以内に四国運輸局愛媛運輸支局長及び事務局を通して運営協議会へ届出なければならない。

また、登録証の原本を四国運輸局愛媛運輸支局長に返納しなければならない。

10. 業務の停止及び登録の取り消し

以下のいずれかに該当する場合には、国土交通大臣より、業務の全部若しくは一部の停止、又は登録の取り消しを受ける。

- ① 道路運送法、法に基づく命令、処分又は登録に付した条件に違反したとき。
- ② 不正の手段により、登録、有効期間の更新の登録、変更の登録を受けたとき。
- ③ 本ガイドライン12頁に掲げる「3. 登録の拒否」の条件の内、①、③、④、⑥～⑩に該当する場合
- ④ 運営協議会においての合意が解除された場合

11. 登録の抹消

以下の場合には、登録の抹消が行われる

なお、運送者は、登録の抹消が行われた場合、遅滞なく、登録証の原本を四国運輸局愛媛運輸支局長に返納しなければならない。

- ① 登録の有効期間が満了した場合
- ② 業務の廃止の届出が行われた場合
- ③ 登録の取り消しを受けた場合